

笠松競馬番組要綱

賞金等支給基準

令和7年度

岐阜県地方競馬組合

目 次

笠松競馬番組要綱

1. 馬の出走回数	1
2. 出走資格	1
3. 出走資格の喪失	1
4. 出走の制限	2
5. 転入馬	3
6. 再転入馬の取扱い	4
7. 愛知県所属馬の交流について	5
8. 馬検査（馬体検査及び能力審査）について	5
9. 競走の制限タイムについて	6
10. 番組編成について	6
11. 負担重量について	9
12. 出走投票及び競走に関すること	11
13. 騎手について	12
14. 蹄鉄について	13
15. 馬装具について	13
16. きゅう舎装鞍について	13
17. その他	13
別紙1 令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走年間実施予定	14
別紙2 令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走 競走条件等	15
別紙3 岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領	16
別紙4 使用を許可する競走馬の蹄鉄	21
別紙5 競走に使用できる馬装具一覧(笠松競馬場)	24
別紙6 馬装具使用届	25

笠松競馬番組要綱

笠松競馬番組要綱

この要綱は、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則（以下「規則」という。）第19条に基づき競馬開催の都度発表する「競馬番組」のその他競馬の開催に必要な事項を定めるものとする。

なお、岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）営の競馬に競走馬を出走させようとする者は、本要綱の各条項を確認し出走させなければならない。

1. 馬の出走回数

馬の出走は、原則として1開催1出走とする。ただし、岐阜県が別に定める開催を除く。

2. 出走資格

次の各項目の条件を満たしていなければ出走することができない。

- (1) 地方競馬全国協会の馬登録（以下「地方登録」という。）を受けたサラブレッド系（以下「サラ系」という。）の満2歳以上の馬で本要綱の出走条件を満たしている馬。
- (2) 岐阜県が貸付けたきゅう舎に在籍し、馬主と調教師間で預託契約が締結され、岐阜県地方競馬組合管理者（以下「管理者」という。）に届出を完了した馬。ただし、愛知県競馬組合（以下「愛知県」という。）所属馬、地方他地区所属馬及び日本中央競馬会（以下「J R A」という。）所属馬は別に定める。
- (3) 出走歴がない馬（出走取消及び競走除外を含む。以下「未出走馬」という。）は、4歳の12月末までに必要な届出（競走馬入きゅう届及び競走馬預託契約書の写しの提出）を完了し、入きゅうした馬。
- (4) 外国産馬については、輸入前競走経験がない馬。

3. 出走資格の喪失

次の各項目のいずれかに該当した馬は、出走資格を失う。

- (1) 馬に起因する出走停止処分が通算3回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算4回となった馬。
- (2) 発走調教に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は通算3回となった馬。
- (3) 競走調教（能力支障を除く。）に関する出走停止処分が通算2回となった馬。
ただし、2歳時の処分を含む場合は、通算3回となった馬。
- (4) 疾病再発のおそれのある馬及び馬体に著しく醜状を呈する馬。
- (5) 片目失明した馬。ただし、競走に支障がない馬は除く。
- (6) 岐阜県及び愛知県（以下「東海地区」という。）で出走資格を失った馬は、以後の成績にかかわらず出走することができない。

4. 出走の制限

(1) 次の各項目のいずれかに該当した馬は、その期間が競馬開催の第1日目（1開催に2回出走できる開催は、編成毎の初日。以下「競馬開催初日」という。）にかかる場合、出走することができない。

ア 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教不十分若しくは競走調教不十分、健康に関する出走停止処分を受けた馬は、当該競走施行日の翌日から起算した出走停止期間。

イ 地方競馬及び中央競馬の競走において、発走調教再審査及び競走調教再審査となった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。

ウ 地方競馬及び中央競馬の競走（装鞍所引付けから検体採取までの間）において、内視鏡検査の有無にかかわらず、鼻孔からの出血を認め、それが内因性の鼻出血と判断した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間、初回の発症日から6ヶ月以内の発症馬は同じく30日間、2回目以降の発症日から6ヶ月以内の発症馬は同じく60日間。

エ 東海地区の競走においてタイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間若しくは当該開催を除く東海地区の2開催。1年以内で2回目以降は、30日間若しくは当該開催を除く東海地区の3開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走（JRA特別指定競走でタイムオーバーとなった東海地区所属馬は除く。）においてタイムオーバーとなった馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。1年以内で2回目以降は同じく30日間。

オ 東海地区の競走において馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間若しくは当該開催を除く東海地区の2開催。

東海地区以外の地方競馬及び中央競馬の競走において馬体故障等で競走を中止した馬は、当該競走施行日の翌日から起算して20日間。

カ 岐阜県の競走に出走する馬は、競馬開催初日の11日前（以下「基準日」という。）までに地方登録、管理変更及び入きゅう検査（休養馬等も含む。）を受け、岐阜県の管理馬として認められなければならない。ただし、基準日が週休日、祝日、閉庁日等（以下「週休日等」という。）の場合は、その翌日まで認める。なお、基準日以降の当該競馬で出走を予定している岐阜県所属馬は、出走日の翌日まで岐阜県所属調教師間の管理変更及び馬主変更を認める。

キ 預託契約が馬主と調教師間で文書により締結されており、その写しが本要綱10の(9)に規定する番組編成発表日の2日前（当該日が週休日等の場合はその翌日）までに岐阜県に提出されていない馬。

ク その他、馬の管理等に関し定められた手続きがなされていない馬。

ケ 禁止薬物（禁止期間が5日間のを除く。）の投与を受けた馬で指示事項において定められた期間が経過していない馬。

コ アナボリックステロイドを使用した馬については、使用した日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。

サ 競走においてアナボリックステロイドが検出され出走停止の処分を受けた馬は、出走した日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。

シ 競走外検査等で陽性となった馬は、検体採取日から6ヶ月経過後、検査を実施して陰性を確認されない限り、競走に出走することができない。

(2) 次の各項目のいずれかに該当した馬は、その期間が出走日にかかる場合、出走することができない。

ア 禁止薬物及び規制薬物の影響下にある馬。

イ 地方競馬及び中央競馬の競走において着順確定後に失格（規則第66条第1項）となり、賞金等を返還しなければならない馬主が、管理者の指定する期日までにこれらを返還しないときは、その返還があるまでの間、当該馬主の所有馬及び当該馬主が持ち分を有する共有馬。

ウ 民事執行法の規定による差押えを受けている馬及び民事保全法の規定による仮差押えを受けている馬。

5. 転入馬

(1) 転入の条件

地方競馬又は中央競馬から岐阜県へ転入する馬は、次の各項目の条件を満たした馬でなければならない。ただし、入きゅう後、欠格事項が判明した場合は、退きゅうしなければならない。なお、中央競馬から転入する馬は、J R A発行の競走成績証明書の写しを提出しなければならない。

ア サラ系2歳以上で出走経験のある馬。

イ 地方競馬又は中央競馬の最終出走日後、岐阜県の検疫きゅう舎に入きゅうし、検疫等所定の検査を済ませていること。

ウ 疾病再発のおそれがなく視力が正常であり、人馬に危険を及ぼすおそれがないこと。

エ 調教不十分、健康支障等の馬に起因する出走停止の処分を受けていないこと。ただし、調教不十分による出走停止処分後、5回出走した馬はこの限りではない。

オ 格付けは、取得賞金額を転入馬の取得賞金換算表の換算率に乗じて得た金額（以下「算出合計金額」という。）を転入馬格付け表のいずれかの欄に当てはまる番組賞金額及び階級とする。

転入馬の取得賞金換算表

区 分	換 算 率		
	2～4歳	5、6歳	7歳以上
J R Aの競走	30%	20%	15%
地方競馬のダートグレード、J R A認定及び南関東の競走	45%	35%	25%
上記以外の兵庫、高知の競走	80%	60%	50%
上記以外の地方競馬の競走	100%	80%	60%

※取得賞金額を換算する際、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる

転入馬格付け表

区 分	算出合計金額 (※)	階 級	番組賞金
2 歳	440万円未満	2歳	算出合計金額
	440万円以上	一般	一般階級へ編入
3 歳	400万円未満 (令和8年1月以降は440万円未満)	3歳	算出合計金額
	400万円以上 (令和8年1月以降は440万円以上)	一般	一般階級へ編入
一 般	240万円未満	C級	算出合計金額
	240万円～440万円未満	B級	算出合計金額
	440万円～900万円未満	A級	440万円
	900万円～1,800万円未満	A級	650万円
	1,800万円～3,000万円未満	A級	1,000万円
	3,000万円以上	A級	1,500万円

※JRA所属馬として出走歴を有する馬は、算出合計金額に40万円を加算した額とする。

ただし、2023年産の2歳馬及び令和8年1月以降は70万円とする。

- (2) 転入馬及び再転入馬の転入起算日は入きゅう日とし、同日に格付けする。ただし、入きゅう日以降の未出走馬が他場へ転出し、再度入きゅうした馬については、再入きゅう日で格付けする。
- (3) 入きゅう日から当該年12月末までの未出走馬は、年明けの馬齢で再格付けする。
- (4) 退きゅう馬の退きゅう起算日は、岐阜県所属馬として最後に出走した競走の翌日とする。

6. 再転入馬の取扱い

次の各項目のいずれかに該当する転入馬については、再転入馬として取扱う。

- (1) 3歳9月末までに転入した馬のうち、東海地区所属馬として最後に出走した競走の翌日から起算して9ヶ月未満に再び岐阜県に転入した馬。
- (2) 3歳10月以降に転入した馬のうち、岐阜県所属馬として最後に出走した競走の翌日から起算して9ヶ月未満に再び岐阜県に転入した馬。

再転入馬の格付けにあたっては、転出していた期間に他競馬場で取得した賞金を転入馬の取得賞金換算表（本要綱5の(1)のオ）により算出した金額に換算し、転出前の番組賞金に加算及び番組賞金調整（本要綱10の(6)）又は番組賞金の控除（本要綱10の(4)）のうえ、格付けを行う。

なお、再格付け時点の馬齢及び競走成績により格付けする。

7. 愛知県所属馬の交流について

- (1) 本要綱4（出走の制限）に該当する馬は出走することができない。
- (2) 1競走につき1頭（馬の移動が可能な階級の競走は、その中から1頭）を優先出走馬とする。
ただし、重賞競走、準重賞競走及び岐阜県が指定する競走はこの限りではない。
- (3) 格付けは、原則として愛知県の格及び番組賞金をもって行う。
- (4) 未出走馬も出走することができる。ただし、新馬戦及びJRA認定競走は出走することができない（岐阜県が別に定める開催を除く。）。
- (5) 愛知県所属の同一きゅう舎から、1開催に出走申込が可能な頭数は48頭以内とする。

8. 馬検査（馬体検査及び能力審査）について

- (1) 本要綱4の(1)のアからウに該当する馬について、アは当該競走施行日の翌日から起算して20日間以上、イ及びウは当該競走施行日の翌日から起算して10日間以上の調教期間において東海地区の馬体検査及び能力審査（以下「馬検査」という。）を受検し、合格しなければ出走することができない。
また、下記のいずれかに該当する馬についても馬検査に合格しなければ出走することができない。
ア 未出走馬
イ 最終出走日の翌日から出走予定日に属する競馬開催初日の前日までの期間が1年以上経過した馬
- (2) 未出走馬は、発走調教審査に合格しなければ馬検査を受検することができない。なお、発走調教審査に合格した2歳馬は4月以降に岐阜県が実施する馬検査から受検することができる。
- (3) 禁止薬物及び規制薬物の影響下にある馬の馬検査は無効とする。
- (4) 馬検査の合格馬で理化学検査の結果、陽性となった馬は合格を無効とする。
- (5) 能力審査の競走距離は、原則1,400mで実施する。
- (6) 2歳馬及び3歳馬（3歳馬は1月から3月末まで）は、競走距離を800m又は1,400mで選択することができる。
- (7) 階級別の能力審査合格タイムは、本要綱9の(1)における競走の制限タイムとする。

9. 競走の制限タイムについて

(1) 競走の制限タイムについて

競走の階級別の制限タイムは次表のとおりとする。

距離	制限タイム				
	2 歳	3 歳	C 級	B 級	A 級
800m	5 6. 0	5 6. 0	5 5. 0	—	—
1,400m	1. 3 9. 5	1. 3 8. 5	1. 3 7. 5	1. 3 6. 5	1. 3 5. 5
1,600m	1. 5 4. 0	1. 5 3. 0	1. 5 2. 0	1. 5 1. 0	1. 5 0. 0
1,800m	—	2. 0 8. 5	2. 0 7. 5	2. 0 6. 5	2. 0 5. 5
1,900m	—	2. 1 6. 5	2. 1 5. 5	2. 1 4. 5	2. 1 3. 5
2,500m	—	—	—	2. 5 6. 5	2. 5 5. 5

(2) 制限タイムオーバーの取扱いについて

(1)の制限タイムを超え、かつ当該競走の5着馬のタイムより4秒を超えた馬については、制限タイムオーバーとする。ただし、次の各項目のいずれかに該当する場合は、読み替えて適用する。

ア 2・3歳の競走は、4秒を5秒

イ 5頭立ての競走は、5着馬を4着馬

ウ C級の競走のうち、1,600m以上の距離の競走は4秒を6秒

(3) 制限タイムオーバーの対象としない競走について

重賞競走、準重賞競走、J R A認定競走、指定交流競走、新馬戦、騎手招待競走、騎手選抜競走、特別競走、特選競走、選抜競走及び岐阜県が別に定める競走は、制限タイムオーバーの対象としない。

10. 番組編成について

(1) 賞金額による番組編成

ア 出走申込馬の取得した賞金（1着から5着まで）に基づき番組賞金を定め、番組賞金額の順に出走馬を編成する。

イ 前走勝馬のうち、前走と同一階級以上の格付けで競走に出走するB級又はC級の馬は、当該階級の最上位組から番組賞金額の順に編成する。ただし、前走から1年以上経過した馬、前走時の階級が一般階級以外の馬及び前走時の所属が地方他地区所属又はJ R A所属の馬は除く。

ウ 編成頭数により階級混合競走を編成する場合がある。この場合の賞金は、上位の階級の賞金とし、距離は1,400mとする。なお、出走投票の結果、階級混合競走でなくなった場合は、当該階級の賞金とする。

エ 岐阜県が指定する競走の編成については、競走成績を参考として出走馬を選定する。

オ 成績確定後の失格により着順が変更になった馬の着順・賞金等の成績は訂正するが、番組編成にかかわる格付け及び番組賞金については、当該競走の変更前の着順をもって行う。ただし、失格が判明した後の番組編成より訂正した着順をもって番組編成を行う。

カ 各階級のいずれかにおいて、出走申込馬が8頭未満（2歳の競走は5頭未満）の場合は、当該階級の競走は編成しない。

キ 番組賞金額が同額の場合については、次表により順位を決定する。

順位	区 分	上 位 馬
1	出走経歴	未出走馬
2	前走時の所属	J R A又は他地区所属馬（愛知県除く）
3	取得賞金	取得賞金の多い馬
4	生年月日	生年月日が早い馬
5	性別	牡馬・セン馬

ク 格上挑戦について

次表の左欄に該当する競走については、出走希望申込による格上挑戦ができる。なお、重賞・準重賞及びA級1組の競走を除き、各競走の希望馬は2頭以内とする。2頭以上の場合は、出走希望馬の中から番組賞金順に選定する。

対象競走	格上挑戦を認める馬
重賞・準重賞競走	当該競走の出走資格を満たす馬
A級1組	B級以上の馬
A級2組	B級以上で当該競走の組未満の岐阜県所属馬
B級1組、B級2組	当該競走の組未満の岐阜県所属馬
3歳1組、3歳特別	3歳格で当該競走の組未満の岐阜県所属馬

※編成の結果、対象競走以上の組となる馬については、格上挑戦を認めない

(2) 番組賞金の算定

次表の中欄に掲げる競走で取得した賞金に対して、右欄に掲げる換算率を乗じて得た額を番組賞金として加算し、算定する。

地区区分	取得した賞金の競走区分	換 算 率
東 海 地 区	ダートグレード競走及びJ R A重賞級認定競走	30%
	2・3歳の重賞競走及びJ R A認定競走	40%
	2・3歳の準重賞競走及び新馬戦	50%
	古馬の重賞競走	60%
	A級1組の加算額以下となる古馬の重賞競走及び同加算額を超える古馬の準重賞競走	A級1組と同額
	一般競走、選抜競走、特選競走、特別競走及び古馬の準重賞競走	100%
他 地 区	ダートグレード競走及びJ R A重賞級認定競走	30%
	上記以外の交流競走	50%
中 央	全ての交流競走	30%

(3) 格付け

格付けは次表のとおりとする。

階級別の番組賞金（東海地区統一）

階 級	番 組 賞 金
2 歳	440万円未満
3 歳	400万円未満 ※令和7年10月から一般階級へ編入 ※令和8年1月から440万円未満
C 級	240万円未満
B 級	240万円～440万円未満
A 級	440万円以上

(4) 2歳及び3歳の一般階級への編入は次表のとおりとする。

ア 東海地区所属馬として初出走し、転出した経歴のない馬

馬 齢	生 産 年	番 組 賞 金	控 除 額
3 歳	2022年	9月末までに400万円以上	180万円
		10月以降に400万円未満	番組賞金額の60% (控除限度額180万円)
2 歳	2023年	440万円以上	200万円

イ 地方競馬所属で出走した経歴のみの転入馬

馬 齢	生 産 年	番 組 賞 金	控 除 額
3 歳	2022年	9月末までに400万円以上	90万円
		10月以降に400万円未満	番組賞金額の30% (控除限度額90万円)
2 歳	2023年	440万円以上	100万円

ウ JRA所属で出走した経歴のある転入馬

馬 齢	生 産 年	番 組 賞 金	控 除 額
3 歳	2022年	9月末までに400万円以上	40万円
		10月以降に400万円未満	番組賞金額の15% (控除限度額40万円)
2 歳	2023年	440万円以上	70万円

※転入後、9月末までに東海地区で出走した転入馬は一般階級編入時、本要綱6に該当する再転入馬は再格付け時に該当する項目の控除額を番組賞金から控除する。

(5) 東海地区の3歳格競走は9月末までとし、3歳馬は10月以降に一般階級へ一斉編入する。また、2歳の新馬戦は10月末までとする。ただし、令和7年度に限り12月末までとする。

(6) 番組賞金の調整

ア 番組賞金の調整は、岐阜県所属馬として地方競馬及び中央競馬の競走に出走した経歴のある一般階級（A～C級）の馬に対して行う（最終出走時の階級が一般階級以外の馬は対象としない）。

イ 番組賞金の調整は、年4回（6月、9月、12月及び3月の月末開催終了後）実施する。

ウ 番組賞金の調整額は、番組賞金の25%とする。

(ア) 調整期間内に得た番組賞金が調整額以内の馬は、その差額（調整額－取得番組賞金）を控除する。

(イ) 調整期間内に得た番組賞金が調整額を超えた馬は調整しない。

(ウ) 調整期間内の勝馬は調整しない。

(エ) 調整期間内に一般階級以外の階級で得た番組賞金及び勝利については反映させない。

(オ) 調整期間内に岐阜県所属馬以外の所属馬として得た番組賞金は調整の対象としない。

ただし、本要綱6に該当する再転入馬を格付けする場合においてはこの限りではない。

(カ) 調整額の算出において、千円未満の端数が生じた場合は切り上げる。

(7) 当該競馬の編成は、原則として出走申込締切日に行われている東海地区の競馬開催最終日の格付け及び番組賞金を適用する。

ただし、編成が2回ある開催の2回目の編成及び愛知県が実施する連続開催等において出走申込締切日以降に追加申込を受け付ける場合は、追加申込締切日に行われている東海地区の競馬開催最終日の格付け及び番組賞金を適用する。

(8) 重賞競走、準重賞競走及び岐阜県が指定する競走について

出走条件等については、各競走の実施要領及び実施細目若しくは各開催の競馬番組又は別冊「笠松競馬 東海SP・特別競走番組」にて発表する。

(9) 番組編成は競馬開催初日の前日から起算して5日前に発表する。

11. 負担重量について

(1) 定義

ア 定量とは、馬の年齢及び性により定めるものをいう。

イ 別定重量とは、馬の年齢、性、階級、賞金額、その他競馬番組等に定める事項に基づき算出するものをいう。

(2) 定量に区分される競走

ア 一般競走

区 分	牡・セン	牝
2 歳	5 6 k g	5 5 k g
3 歳以上	5 7 k g	5 5 k g
2 歳一般編入馬	5 6 k g	5 4 k g

(3) 別定重量に区分される競走

ア J R A交流競走

(1勝クラス)

区 分	牡・セン	牝
3 歳	5 5 k g	5 3 k g
4歳以上	5 7 k g	5 5 k g

(3歳未勝利)

区 分	牡・セン	牝
3 歳	5 7 k g	5 5 k g

イ 重賞競走、準重賞競走、一般競走における階級混合競走及び岐阜県が指定する競走については、当該競走の実施要綱及び実施細目又は各開催の競馬番組にて発表する。

ウ 一般階級（A～C級）の一般競走（下記エの（ア）の競走を除く。）に出走する2歳馬は、別定重量の場合においても負担重量の増減は行わず、定量重量とする。

エ 階級混合競走における負担重量

(ア) A級1組及びA級2組

階 級	番組賞金区分	負担重量（牝馬2kg減）	
		A級1組 A級2組（右記以外）	上位の階級が ある場合のA級2組
A 級	2,000万円以上	5 9 k g	5 9 k g
	1,500万円～2,000万円未満	5 8 k g	5 9 k g
	1,000万円～1,500万円未満	5 8 k g	5 8 k g
	650万円～1,000万円未満	5 7 k g	5 7 k g
	440万円～650万円未満	5 6 k g	5 6 k g
B 級	240万円～440万円未満	5 5 k g	5 5 k g

(イ) 上記(ア)の競走を除くA級の競走

上記(ア)の番組賞金区分に基づき、2区分以上となる競走については、下位区分を牡馬・セン馬57kg（牝馬2kg減）とし、上位の区分ごとに1kg加増する。

(ウ) A・B級又はB・C級による階級混合一般競走

下位の階級を牡馬・セン馬57kg（牝馬2kg減）とし、上位の階級を1kg加増する。

(4) 負担重量の加増について

ア 前走において、次表の右欄に掲げる競走で勝馬となった馬が左欄に掲げる競走に出走する場合は、1kg加増する。

出走競走	前 走 競 走
A級1組 A級2組	ダートグレード競走、重賞競走、準重賞競走、A級1組及び他地区で実施の重賞競走
B級1組	ダートグレード競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走（2・3歳の競走は除く）、A級の競走（階級混合競走は除く）、B級1組及び他地区で実施の重賞競走
C級1組	ダートグレード競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走（2・3歳の競走は除く）、B級以上の競走（階級混合競走は除く）、C級1組及び他地区で実施の重賞競走
3歳1組 3歳特別	ダートグレード競走、重賞競走、準重賞競走、オープン競走、3歳1組及び他地区で実施の重賞競走

イ 一般階級編入の2・3歳馬が同馬齢の一般競走に出走する場合は、1kg加増する。

ウ 負担重量の上限及び下限は次表のとおりとする。

区 分	牡・セン	牝
上 限	59kg	57kg
下 限	55kg	53kg

12. 出走投票及び競走に関すること

(1) 出走頭数

競走の出走頭数は、10頭以内とする。ただし、1,400m、1,900m、2,500mの重賞競走及び準重賞競走並びに岐阜県が指定した競走（各開催の競馬番組で発表）は、12頭以内とする。

なお、出走投票の結果、出走可能頭数を超える場合は、原則として次表の順位により出走制限馬を決定する。ただし、同順位の場合は、抽選により決定する。

出走制限馬の順位	区 分
1	愛知県所属馬で優先出走馬（本要綱7の(2)）以外の馬
2	岐阜県所属馬で出走制限の対象となる階級の馬（岐阜県所属で初出走し、他地区への転出実績がない馬及び当該年度内抽選休場馬を除く）

(2) 同一階級競走の取扱い

同一階級競走を1日2競走以上実施する場合は、出走投票の結果により次のように取り扱う。

ア 合併

一方が4頭以下で、かつ他の一方と合わせて5頭以上9頭以下の場合は、1競走にする。

イ 編成替え

一方が抽選休場等によって頭数が制限された場合は、他の一方に10頭若しくは12頭を超えない範囲の頭数まで編成替えをし、その他は抽選休場とする。

ウ 分割

同一階級競走が合併等により競走数が減少した場合、他の同一階級競走を分割して実施することがある。

(3) 出走投票に係る出走拒否

出走投票日から当該競走日までの間に他の競走に出走する馬は、笠松競馬開催の出走投票を行ってはならない。また、出走投票を行った馬は、出走投票日から当該競走日までの間に他の競馬場で出走してはならない。

(4) 競走の不成立及び取り止め

出走投票の結果、出走馬が4頭以下（1日に同一階級競走が1競走）の場合は競走不成立とする。また、競走成立後において、勝馬投票券発売前の出走取消又は競走除外により出走馬が2頭以下となった場合には競走を取り止める。

(5) 馬の移動及び競走番号の変更

出走投票の結果、同一階級間及び階級間における馬の移動又は競走の順序を変更することがある。

13. 騎手について

(1) 競走で騎乗するときは、保護ベストを着用すること。（保護ベストの重量を1kgとする。）

(2) 同一騎手の1日の騎乗回数は9回以内とし、1日の連続騎乗回数は6回以内とする。ただし、出走投票の結果、競走の順序を変更したとき又は騎手変更の場合はこの限りではない。

(3) 減量騎手の取扱い

一般競走（ダートグレード競走、重賞競走、準重賞競走、騎手交流競走及び岐阜県が別に定める競走を除く。）に減量騎手が騎乗する場合の負担重量の減量は次表のとおりとする。

地方通算勝利度数 による減量	騎手免許通算取得期間5年未満の騎手			騎手免許通算取得期間 5年以上 又は101勝以上の騎手
	30勝以下	31勝以上 50勝以下	51勝以上 100勝以下	
男性騎手	▲ 3kg減量	△ 2kg減量	☆ 1kg減量	減量なし
女性騎手	★ 4kg減量		▲ 3kg減量	◇ 2kg減量

※期間限定騎乗の減量騎手が上記競走に騎乗する場合は、当該騎手が所属する主催者の規定を適用し、減量する。

(4) 減量の変更はその条件に達した日が属する開催の次の東海地区開催から行う。ただし、既に出走馬が確定している競走が属する開催は除くものとする。

(5) 新人騎手の減量解除について

ア 初騎乗後、2年を経過した騎手は、減量を解除することができる。

イ 減量解除の申請を行う騎手は、当該競馬の騎乗申込日までに申請書を管理者に提出しなければならない。

ウ 減量解除後における減量の再適用は認めない。

(6) 地方他地区所属騎手の取扱いについて

ア 全ての重賞競走、準重賞競走、J R A 認定競走、重賞競走のトライアル競走及び岐阜県が別に定める競走に騎乗することができる。

イ 上記に掲げる競走の当日に限り、全ての競走に騎乗することができる。

ウ 地方他地区所属騎手の取扱いの詳細については、別途要綱で定める。

14. 蹄鉄について

(1) 蹄鉄は、馬場管理委員が許可したもの（別紙4「使用を許可する競走馬の蹄鉄」）とし、跣蹄（はだし）の出走は認めない。ただし、装鞍所引付けから発走時刻までの間に落鉄し、装蹄不能（蹄鉄の再装着が不可能）の場合は、跣蹄での出走を認める場合がある。

(2) 釘頭が蹄負面から突出したものと及び競走能力に著しく影響を及ぼすと認められるものについては、使用を認めない。

(3) 連尾鉄、半鉄等の加工変形したものと及び蹄底と蹄鉄の間に緩衝材等を挿入したものについては、出走前日までに馬場管理委員に届け出て許可を受けたものを使用すること。

(4) 地方他地区所属馬及びJ R A 所属馬に関して当該馬の主催者において許可されている蹄鉄については、事前に所属主催者より馬場管理委員へ連絡を行い、許可を得た場合は使用を認める。

15. 馬装具について

(1) 競走に使用できる馬装具一覧は別紙5「競走に使用できる馬装具一覧（笠松競馬場）」のとおりとする。

(2) 上記馬装具一覧表に掲載していない馬装具の使用にあたっては、あらかじめ別紙6「馬装具使用届」を提出し、馬場管理委員の使用許可を受けなければならない。

16. きゅう舎装鞍について

きゅう舎装鞍は原則認めない。ただし、交流競走における取扱いについては別途要綱で定める。

17. その他

(1) 年度途中においても番組要綱を変更することがある。

(2) そのほか定めのないものの取扱いは、その都度、岐阜県が決定する。

別紙 1

令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走年間実施予定

1 重賞競走

項番	競走名	格付	実施日	曜日	出走条件	距離(m)	1着賞金(万円)	交流区分	備考
1	[JRA重賞級認定競走] 第2回 ネクストスター中日本	-	4月1日	火	3歳	1,400	1,200	北陸・東海	3歳スプリントシリーズ 兵庫チャンピオンシップ(JpnII)トライアル(1着馬優先)
2	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第7回 飛山濃水杯	SP II	4月17日	木	4歳以上	1,400	500	西日本	オグリキャップ記念(SPI)トライアル(1・2着馬優先)
3	中京スポーツ杯 第51回 新緑賞	SP III	4月29日	祝火	3歳	1,400	300	東海	ぎふ清流カップ(SPI)トライアル(1・2着馬優先)
4	農林水産大臣賞典 第34回 オグリキャップ記念	SP I	5月15日	木	4歳以上	1,400	3,000	地方全国	
5	日刊スポーツ杯 第8回 ぎふ清流カップ	SP I	6月12日	木	3歳	1,400	1,000	西日本	
6	中日スポーツ杯 第49回 岐阜金賞	SP I	8月11日	祝月	3歳	1,900	1,000	東海	
7	中日新聞杯 第54回 くらゆり賞	SP I	8月14日	木	3歳以上	1,600	600	地方全国	
8	スポーツ報知杯 第3回 撫子争覇	SP III	8月28日	木	3歳以上牝馬	1,400	300	東海	
9	スポーツニッポン杯 第52回 オータムカップ	SP II	9月23日	祝火	3歳以上	1,900	400	北陸・東海・近畿	
10	[JRA重賞級認定競走] 第3回 ネクストスター笠松	-	10月23日	木	2歳	1,400	1,000	笠松所属馬	未来優駿
11	競馬エース賞 第3回 東海クラウン	SP III	10月24日	金	3歳以上	1,400	300	東海	笠松グランプリ(SPI)トライアル(1・2着馬優先)
12	デイリースポーツ杯 第43回 レジェンドハンター記念	SP III	11月14日	金	3歳以上	1,900	300	東海	東海ゴールドカップ(SPI)トライアル(1・2着馬優先)
13	スポーツニッポン杯 第12回 ラブミーチャン記念	SP I	11月19日	水	2歳牝馬	1,600	500	地方全国	グランダム・ジャパン(2歳)
14	農林水産大臣賞典 第21回 笠松グランプリ	SP I	11月27日	木	3歳以上	1,400	1,400	地方全国	
15	中日スポーツ杯 第29回 ライデンリーダー記念	SP I	12月30日	火	2歳	1,400	600	北陸・東海	北陸・東海チャンピオンシップ2025
16	岐阜県知事杯 第54回 東海ゴールドカップ	SP I	12月31日	水	3歳以上	2,500	1,000	東海	
17	中京スポーツ杯 第31回 白銀争覇	SP II	1月22日	木	4歳以上	1,900	400	北陸・東海・近畿	
18	スポーツ報知杯 第50回 ゴールドジュニア	SP III	2月5日	木	3歳	1,600	300	東海	
19	日刊スポーツ杯 第3回 ブルーリボンマイル	SP I	2月19日	木	4歳以上牝馬	1,600	500	地方全国	グランダム・ジャパン(古馬・春)
20	中日スポーツ杯 第3回 ジュニアグローリー	SP II	3月5日	木	3歳	1,400	400	東海	
21	サンケイスポーツ杯 第47回 マーチカップ	SP II	3月18日	水	4歳以上	1,600	400	北陸・東海	

2 準重賞競走

項番	競走名	格付	実施日	曜日	出走条件	距離(m)	1着賞金(万円)	交流区分	備考
1	スカパー!地方競馬ナイン賞 第2回 笠松プリンシパルカップ	P	4月16日	水	3歳	1,900	200	笠松所属馬	駿蹄賞(SPI)トライアル(1着馬優先)
2	[JRA認定競走] 中京スポーツ杯 第50回 秋風ジュニア	P	9月12日	金	2歳	1,400	300	笠松デビュー馬	ネクストスター笠松トライアル(1・2着馬優先)
3	[JRA認定競走] 日刊スポーツ杯 第53回 ジュニアクラウン	P	10月7日	火	2歳	1,400	300	笠松所属馬	
4	[JRA認定競走] 岐阜県知事杯 第12回 ジュニアキング	P	12月12日	金	2歳	1,600	300	笠松所属馬	
5	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第2回 岐阜新聞・岐阜放送杯	P	12月29日	月	3歳	1,400	200	笠松所属馬	
6	競馬東海賞 第3回 笠松若駒杯	P	1月9日	金	3歳	1,400	200	笠松デビュー馬	

別紙2

令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走 競走条件等

1 重賞競走

項番	競走名	出走条件	距離(m)	交流区分	負担重量	選定頭数			選定方法
						笠松	名古屋	他地区	
1	[JRA重賞級認定競走] 第2回 ネクストスター中日本	3歳	1,400	北陸・東海	定量 57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	4頭以下	4頭以下	選考
2	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第7回 飛山濃水杯	4歳以上	1,400	西日本	定量 57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	3頭以下	5頭以下	選考
3	中京スポーツ杯 第51回 新緑賞	3歳	1,400	東海	別定 57kg (牝馬2kg減) (3歳時の重賞競走1勝以上馬は1kg増)	8頭以上	4頭以下	-	選考
4	農林水産大臣賞典 第34回 オグリキャップ記念	4歳以上	1,400	地方全国	定量 57kg (牝馬2kg減)	3頭以上	3頭以下	6頭以下	選考
5	日刊スポーツ杯 第8回 ぎふ清流カップ	3歳	1,400	西日本	定量 57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	3頭以下	5頭以下	選考
6	中日スポーツ杯 第49回 岐阜金賞	3歳	1,900	東海	定量 57kg (牝馬2kg減)	7頭以上	5頭以下	-	選考
7	中日新聞杯 第54回 くらゆり賞	3歳以上	1,600	地方全国	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減)	3頭以上	2頭以下	5頭以下	選考
8	スポーツ報知杯 第3回 撫子争覇	3歳以上 牝馬	1,400	東海	別定 3歳53kg 4歳以上55kg	7頭以上	5頭以下	-	選考
9	スポーツニッポン杯 第52回 オータムカップ	3歳以上	1,900	北陸・東海・近畿	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	4頭以下	4頭以下	選考
10	[JRA重賞級認定競走] 第3回 ネクストスター笠松	2歳	1,400	笠松所属馬	定量 56kg (牝馬1kg減)	12頭	-	-	番組賞金額
11	競馬エース賞 第3回 東海クラウン	3歳以上	1,400	東海	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減) (令和6年10月24日以降の重賞競走1勝以上馬(2歳時を除く)は1kg増)	8頭以上	4頭以下	-	選考
12	デイリースポーツ杯 第43回 レジェンドハンター記念	3歳以上	1,900	東海	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減) (令和6年11月14日以降の重賞競走1勝以上馬(2歳時を除く)は1kg増)	8頭以上	4頭以下	-	選考
13	スポーツニッポン杯 第12回 ラブミーチャン記念	2歳牝馬	1,600	地方全国	定量 55kg	3頭以上	2頭以下	5頭以下	選考
14	農林水産大臣賞典 第21回 笠松グランプリ	3歳以上	1,400	地方全国	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	3頭以下	5頭以下	選考
15	中日スポーツ杯 第29回 ライデンリーダー記念	2歳	1,400	北陸・東海	定量 56kg (牝馬1kg減)	4頭以上	4頭以下	4頭以下	選考
16	岐阜県知事杯 第54回 東海ゴールドカップ	3歳以上	2,500	東海	別定 3歳55kg 4歳以上57kg (牝馬2kg減)	7頭以上	5頭以下	-	選考
17	中京スポーツ杯 第31回 白銀争覇	4歳以上	1,900	北陸・東海・近畿	定量 57kg (牝馬2kg減)	4頭以上	4頭以下	4頭以下	選考
18	スポーツ報知杯 第50回 ゴールドジュニア	3歳	1,600	東海	定量 57kg (牝馬2kg減)	6頭以上	4頭以下	-	選考
19	日刊スポーツ杯 第3回 ブルーリボンマイル	4歳以上 牝馬	1,600	地方全国	定量 55kg	3頭以上	2頭以下	5頭以下	選考
20	中日スポーツ杯 第3回 ジュニアグローリー	3歳	1,400	東海	定量 57kg (牝馬2kg減)	8頭以上	4頭以下	-	選考
21	サンケイスポーツ杯 第47回 マーチカップ	4歳以上	1,600	北陸・東海	定量 57kg (牝馬2kg減)	3頭以上	3頭以下	4頭以下	選考

2 準重賞競走

項番	競走名	出走条件	距離(m)	交流区分	負担重量	選定頭数			選定方法
						笠松	名古屋	他地区	
1	スカパー! 地方競馬ナイン賞 第2回 笠松プリンシパルカップ	3歳	1,900	笠松所属馬	別定 57kg (牝馬2kg減) (3歳時の重賞競走1勝以上馬は1kg増)	12頭	-	-	番組賞金額
2	[JRA認定競走] 中京スポーツ杯 第50回 秋風ジュニア	2歳	1,400	笠松デビュー馬	定量 56kg (牝馬1kg減)	10頭	-	-	番組賞金額
3	[JRA認定競走] 日刊スポーツ杯 第53回 ジュニアクラウン	2歳	1,400	笠松所属馬	別定 56kg (牝馬1kg減) (JRA認定競走1勝以上馬は1kg増)	10頭	-	-	番組賞金額
4	[JRA認定競走] 岐阜県知事杯 第12回 ジュニアキング	2歳	1,600	笠松所属馬	別定 56kg (牝馬1kg減) (JRA認定競走1勝馬は1kg増、2勝以上馬は2kg増)	10頭	-	-	番組賞金額
5	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第2回 岐阜新聞・岐阜放送杯	3歳	1,400	笠松所属馬	別定 A級58kg B級57kg C級56kg (牝馬2kg減) (番組賞金650万円以上は1kg増)	12頭	-	-	選考
6	競馬東海賞 第3回 笠松若駒杯	3歳	1,400	笠松デビュー馬	別定 57kg (牝馬2kg減) (B級以上の一般編入馬は1kg増)	12頭	-	-	番組賞金額

岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県地方競馬組合地方競馬実施条例施行規則取扱要領（昭和52年岐阜県地方競馬組合告示第1号）第6条に規定する騎手服のうち、交流競走等において使用する騎手服の服色に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交流競走等)

第2条 交流競走等とは、次に掲げる競走とする。

- (1) 重賞及び準重賞競走
- (2) J R A条件交流競走
- (3) 2歳馬の競走のうち新馬戦及びJ R A認定競走

(競馬会所属馬に騎乗する場合等の服色)

第3条 前条の交流競走等において、日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）に所属する馬に騎乗する場合及び他の地方競馬に所属する騎手が騎乗する場合の服色については、交流競走ごとに定める実施要領において定める。

(馬主服の使用)

第4条 交流競走等において競馬会に登録している服色（以下「馬主服」という。）を使用する場合は、笠松競馬所属調教師と預託契約を締結している馬主（共有馬主にあつては共有代表馬主。以下同じ。）のうち、開催執務委員長が馬主服の使用を承認した馬主のみ使用することができる。

(馬主服の使用申請)

第5条 前条の規定により馬主が馬主服の使用の承認を得ようとする場合は、使用を希望する開催の出走申込締切日までに、馬主服使用申請書（様式第1号）を自己の所有馬を預託している調教師（以下「管理調教師」という。）を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

(馬主服の使用承認)

第6条 開催執務委員長は、馬主服の使用を承認したときは、馬主に対し馬主服使用承認書（様式第2号）を交付し、管理調教師にその旨を通知するものとする。

2 開催執務委員長は、前項により承認した馬主服を馬主服色使用承認簿（様式第3号）に記載し、これを管理するものとする。

(取消(変更)届)

第7条 馬主服の使用承認を受けている馬主が馬主服の使用を取止めるとき又は競馬会の馬主登録若しくは服色登録を取消し、若しくは競馬会に登録している服色を変更したときは、速やかに馬主服取消(変更)届(様式第4—1号又は様式第4—2号)を開催執務委員長に提出しなければならない。

2 開催執務委員長は、前項の届出を受理したときは、速やかに管理調教師にその旨を通知するものとする。

(馬主服の管理等)

第8条 馬主は、年間の出走計画をもとに、あらかじめ必要な枚数の馬主服を用意し、管理調教師に交付しておくものとする。

2 管理調教師は、交流競走等に使用する馬主服を適切に管理し、交流競走等に騎乗する騎手に着用させなければならない。

(馬主服の使用届)

第9条 馬主は、第6条第1項の馬主服使用承認書の交付を受けた日から交流競走等に自己の所有馬を出走させ馬主服を使用するときは、馬主服使用届出書(様式第5—1号)を当該競走の出走投票日までに当該馬を管理する調教師を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

2 馬主服使用承認を受けている馬主が交流競走等に他の地方競馬所属の自己の所有馬を出走させる場合において、馬主服を使用するときは、馬主服使用届出書(様式第5—2号)を当該競走の出走投票日までに当該馬を管理する調教師を経由して、開催執務委員長に提出しなければならない。

3 騎手は、馬主服を着用した場合は、当該交流競走等の下見所集合時までに馬場管理委員の確認を得るものとする。

4 やむを得ない事由により馬主服を使用することができない場合は、管理調教師は速やかに裁決委員にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

5 前項により馬主服を使用することができない場合は、当該騎手が所属する主催者が認定し登録した騎手服(以下「騎手服」という。)を使用する。ただし騎手服の登録がない場合、又はやむを得ない事由により騎手服が使用できない場合は、開催執務委員長が別に定めた騎手服を貸与する。

(取消し)

第10条 馬主が次の各号に該当した場合は馬主服の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により馬主服の承認を受けたとき。
- (2) 馬主服の使用に関し著しい不正があったとき。
- (3) 競馬会から馬主登録を抹消されたとき。
- (4) その他、馬主服の使用が適当でないと開催執務委員長が認めたとき。

(制裁)

第11条 第9条の規定による届出があつたにもかかわらず、過失により馬主服を使用することができない場合、管理調教師又は騎手を制裁の対象とする。

(染分帽の着用)

第12条 交流競走等において、同一の馬主服を使用する馬が同枠となつた場合及び裁決委員が必要と認めた場合には、識別を容易にするため、染分帽を着用させる。

2 染分帽は四ツ割とし、同枠内の馬番号の大きい方に着用させるものとする。

(その他)

第13条 この要領のほか必要な事項は、開催執務委員長が別に定める。

馬主服使用申請書

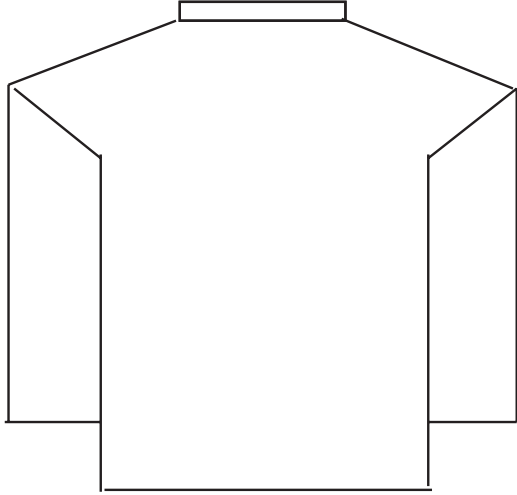
岐阜県地方競馬組合 開催執務委員長 様

中央競馬馬主登録番号

地方競馬馬主登録番号

申請者氏名

馬主服について使用の承認を受けたいので、岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領第5条の規定により、次のとおり申請します。

服色の標示	下記のとおり
使用開始希望日	年 月 日
<p>【※1】</p> <p>地色</p> <p> 胴 ()</p> <p> そで ()</p> <p>標示</p> <p> 胴</p> <p> 標示の色 ()</p> <p> 標示名 ()</p> <p> そで</p> <p> 標示の色 ()</p> <p> 標示名 ()</p>	<p>【※2】</p>  <p>※服色がわかるよう色や柄を標記するか、色や柄が標記されているものを貼付してください。</p>
<p>【参考】</p> <p> 主な預託先調教師名</p>	

【※1】、【※2】のいずれか一方のみの記載でも申請は可能です。

年 月 日

馬主服使用届出書

岐阜県地方競馬組合 開催執務委員長 様

年度 第 回 笠松競馬において馬主服を使用したいので、岐阜県地方競馬組合交流競走等騎手服取扱要領第9条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

中央競馬馬主登録番号

地方競馬馬主登録番号

氏 名

1. 使用競走

年 月 日・第 競走

レース名

2. 出走馬名

3. 調教師名

使用を許可する競走馬の蹄鉄

笠松競馬場 馬場管理委員

使用許可競走蹄鉄一覧

- 1 尋常蹄鉄
- 2 ニューム蹄鉄、スチールヘッド、スチールヘッドエッジ、スチールライン、スチールラインエッジ
- 3 ハイベスト蹄鉄、クッションソール蹄鉄
- 4 大井鉄
- 5 兼用蹄鉄（埋め込み鋼片の突出は2mmまでとする）
装着時のでき上がり厚さ9mm以下、最大部分の幅22mm以下、重さ125g以下のものを原則とする。
別表「使用許可兼用蹄鉄一覧表（笠松競馬場）」による。
- 6 その他
肢蹄保護のための特殊蹄鉄（馬場管理委員の許可を受けたもの）
当該馬の主催者において、許可されているものについては事前に主催者からの連絡に基づき使用できるものとする。

使用許可兼用蹄鉄一覧表（笠松競馬場）（埋め込み鋼片の突出は2mmまでとする）

番号	品名	略号	許可年月日	製造元	製造国
1	兼用T	RS	H5.4.1	タイワ製	日本
2	兼用T鋼片無	NRS	H5.4.1	タイワ製	日本
3	兼用T厚尾（後肢用）	RSK	H5.4.1	タイワ製	日本
4	兼用Tフランス型	EU	H5.4.1	タイワ製	日本
5	兼用Tラバー付	RSC	H5.4.1	タイワ製	日本
6	兼用Tラバー付鋼片無	NRSC	H5.4.1	タイワ製	日本
7	兼用Tトゥシューズ	TRS	H5.4.1	タイワ製	日本
8	兼用Tアウターリム	ORS	H5.4.1	タイワ製	日本
9	兼用Tトゥアウター	TORS	H5.4.1	タイワ製	日本
10	兼用蹄鉄SRS（全溝）	SRS	H5.4.1	タイワ製	日本
11	兼用O	SO	H5.4.1	尾形製	日本
12	兼用O鋼片無	NSO	H5.4.1	尾形製	日本
13	兼用O全鋼片	NZO	H5.4.1	尾形製	日本
14	兼用O鋼片無（改良型）		H5.4.1	尾形製	日本
15	兼用O内縁全鋼片	IZO	H5.4.1	尾形製	日本
16	兼用O側鉄唇付	3ZO	H5.4.1	尾形製	日本
17	兼用Oトゥシューズ	TSO	H5.4.1	尾形製	日本
18	トリプルクラウン	—	H5.4.1	トリニティ	アメリカ
19	クインズプレート	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
20	クインズプレート鉄唇付	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
21	クインズプレート鉄唇付鋼片無	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
22	クインズプレートラバー付	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
23	クインズプレートラバー付鋼片無	—	H5.4.1	サラブレッド	アメリカ
24	ビクトリー・AC	—	H5.4.1	ビクトリー	アメリカ
25	ビクトリー・EC	—	H5.4.1	ビクトリー	アメリカ
26	フランス製ニウム蹄鉄	—	H5.4.1	エタブル	フランス
27	兼用T全溝	VRS	H5.4.1	タイワ製	日本
28	兼用T厚尾鋼片無（後肢用）	NRSK	H5.4.1	タイワ製	日本
29	兼用TAニウム鋼片無	FHA	H5.4.1	高月製	日本
30	トップエッジー18		H6.7.1	今井製	日本
31	トップエッジー19		H6.7.1	今井製	日本
32	トップエッジーP		H6.7.1	今井製	日本

番号	品名	略号	許可年月日	製造元	製造国
33	トップエッジーEL		H7.1.1	今井製	日本
34	クッションソール蹄鉄	CS	H7.1.1	タイワ製	日本
35	レーシングハイベストA		H8.4.1	田代製	日本
36	レーシングハイベストB		H8.4.1	田代製	日本
37	レーシングハイベストC		H8.4.1	田代製	日本
38	兼用TEU	TEU	H9.4.1	タイワ製	日本
39	兼用TAニウム鋼片有	TAS	H11.10.1	高月製	日本
40	兼用URS	URS	H12.7.1	タイワ製	日本
41	兼用TEUトウシューズ	TEU	H17.7.1	タイワ製	日本
42	兼用RSV	RSV	H17.7.1	タイワ製	日本
43	兼用RSZ	RSZ	H17.7.1	タイワ製	日本
44	ビクトリー・ECラバー付	ECC	H21.4.1	ビクトリー	アメリカ
45	兼用T・EU鋼片無	NEU	H21.4.1	タイワ製	日本
46	兼用T全溝	ARS	H21.4.1	タイワ製	日本
47	兼用Tワイド	RSW	H21.4.1	タイワ製	日本
48	兼用Tワイド鋼片無	NRSW	H21.4.1	タイワ製	日本
49	兼用Tワイドラバー付	RSWC	H21.4.1	タイワ製	日本
50	兼用Tワイドラバー付鋼片無	NRSWC	H21.4.1	タイワ製	日本
51	兼用T・EUラバー付	EUC	H21.4.1	タイワ製	日本
52	兼用Oホップスター	HSO	H21.4.1	尾形製	日本
53	兼用O厚尾	KO	H21.4.1	尾形製	日本
54	兼用O全鋼片	ZO	H21.4.1	尾形製	日本
55	兼用O全鋼片(溝)	HO	H21.4.1	尾形製	日本
56	兼用OS・ファイルドウエーブ	PWO	H21.4.1	尾形製	日本
57	兼用OS	PZO	H21.4.1	尾形製	日本
58	兼用OS・PZO側鉄唇付	PZ3	H21.4.1	尾形製	日本
59	兼用OS	PSO	H21.4.1	尾形製	日本
60	兼用OS・PWOラバー付	PWC	H21.4.1	尾形製	日本
61	兼用OS	WSO	H21.4.1	尾形製	日本
62	兼用TAニウム鋼片無	TAA	H21.4.1	高月製	日本
63	キングスプレート		H24.8.1	今井製	日本
64	FZO兼用蹄鉄	FZO	H30.4.1	エフ・エム・オー	日本
65	3FZO兼用蹄鉄	3FZO	R1.11.1	エフ・エム・オー	日本

競走に使用できる馬装具一覧（笠松競馬場）

	使用を認めるもの	使用を禁止するもの
1 鞍とその付属品		
鞍	競走鞍	
腹帯、鎧革、鎧	特に規定無し	
鞍下ゼッケン	〃	
鞍どめと胸がい	〃	
2 頭絡とその付属品		
頭 絡	水勒頭絡	
鼻 革	フランス、ドイツ、クロス、コンビ鼻革	
手 綱	特に規定なし（競走用、ティーディマン）	
その他	覆面（面子）※1 シャドーロール チークピースーズ	鼻しばり※2
3 は み	水勒はみ	大勒はみ、ペラムはみ
はみ身の形状	通常の中折れはみ 棒はみ、板はみ	ねじりはみ
はみ身の材質	通常 of 金属、ゴム	
はみ環の形状	通常 of 輪状 Dはみ、エッグはみ、枝はみ	ハックモアー
その他	リングはみ はみ吊り、舌しばり、頬あて	ノートンはみ ハートはみ※2 リップチェーン※2
4 特殊馬装具		
マルタンガール	アイリッシュマルタンガール ランニングマルタンガール	スタンディングマルタンガール※2 折り返し手綱※2
遮眼革（プリンカー）	遮眼革の大きさは、全視野の概ね 1/2までとする ホライゾネット	透明半頭面※3 アイシールド※3

※1 必ず頭絡の下につけること

※2 準備運動中までは使用可能

※3 片側のみの使用可

上記以外のものの使用にあたっては、あらかじめ馬装具使用届を提出し、馬場管理委員の許可を受けること。

- 使用禁止基準
- (1) 当該馬に著しく苦痛を与えるもの。
 - (2) 競走のための運動を著しく阻害するもの。
 - (3) 制御力が強く、公正を害するもの。
 - (4) 他馬等に危険を及ぼすと思われるもの。

令和 年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

調教師

⑩

馬装具使用届

令和 年度 第 回笠松競馬より、私の管理する 号
について以下の馬装具を使用しますので届け出ます。

馬装具の種類・名称	
-----------	--

馬場管理委員記入欄

1. 通常使用を認めるものに該当。
2. 許可もしくは届出により使用を認めるものに該当。 ＜許可条件＞ 1. 特になし 2. 能力審査試走（令和 年 月 日合格） 3. その他（ ）
3. 使用を禁止するものに該当。 ＜理由＞ 1. 許可基準に該当 2. その他（ ）

認定年月日

令和 年 月 日

馬場管理委員

⑩

賞金等支給基準

目 次

賞金等支給基準

1. 馬主に関するもの	26
2. 調教師及び調教師補佐に関するもの	27
3. 騎手に関するもの	28
4. きゅう務員に関するもの	29
5. その他	29
別表(1) 令和7年度 笠松競馬 賞金基準表	31
別表(2) 令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走賞金基準表	32
別表(3) 令和7年度 競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領	33
〔様式1〕口座振込依頼書	34
別紙7 中央競馬指定交流競走出走奨励事業実施要綱	35
別紙8 令和7年度 東海地区競馬開催日程	38

賞金等支給基準

岐阜県地方競馬組合（以下「岐阜県」という。）が主催する競馬に出走した競走馬の馬主等に支給する賞金等の支給基準について、次のとおり定める。

1. 馬主に関するもの

(1) 賞金

賞金は、別表（1）及び別表（2）に定めた金額を支給する。

(2) 出走手当

競走に出走した岐阜県所属馬及び愛知県所属馬の馬主には、出走手当として次の区分により支給する。

階 級	岐阜県所属馬	愛知県所属馬
A 級	100,000円	52,000円
B 級	90,000円	46,000円
C 級	80,000円	42,000円
2歳・3歳	90,000円	49,000円

なお、岐阜県所属として初出走した馬は、下表により出走手当を支給する。

ただし、岐阜県以外に転出し、再び岐阜県所属となった場合は除く。

出走区分	初 出 走（2 歳）					2 走目以降 (3歳初出走を含む)
	～第5回	～第6回	～第7回	～第11回	～第15回	
出走手当	300,000円	235,000円	185,000円	155,000円	135,000円	110,000円

※2歳初出走馬について、令和7年度に限り次のとおり加算して支給する。

第5回開催までは、上表の額に200,000円を加算

第6回開催は、上表の額に65,000円を加算

(3) 着外手当

一般競走において着外（6着以下）となった岐阜県所属馬の馬主には、着外手当として2,000円を支給する。

(4) きゅう舎手当

競走に出走した岐阜県所属馬の馬主には、きゅう舎手当として4,000円を支給する。

(5) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走を制限された馬については、下表により抽選休場手当を支給する。ただし、重賞競走を除き、愛知県所属馬は支給しない。

階 級	出 走 制 限 の 理 由	
	最大出走頭数超過時	出 走 投 票 の 結 果 競 走 取 り 止 め
A 級	100,000円	15,000円
B 級	90,000円	15,000円
C 級	80,000円	15,000円
2歳・3歳	90,000円	15,000円
重賞競走	—	当該馬の出走手当 又は特別出走奨励金の額
新馬戦	90,000円	45,000円

(6) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の馬主には、強化育成奨励金として20,000円を支給する。

(7) J R A交流競走出走奨励金

J R A交流競走出走した岐阜県所属馬の馬主には、J R A交流競走出走奨励金として60,000円を支給する。

(8) 笠松所属馬重賞競走特別報奨金

笠松競馬場で実施する下表左欄の競走において、岐阜県所属馬として最先着を果たし、5着以内となった岐阜県所属馬の馬主には、笠松所属馬重賞競走特別報奨金として、下表右欄のとおり支給する。

対 象 競 走	支 給 金 額
オグリキャップ記念	2,000,000円
笠松グランプリ くろゆり賞 ブルーリボンマイル 飛山濃水杯	950,000円
ラブミーチャン記念	820,000円
ぎふ清流カップ	700,000円
オータムカップ 白銀争覇	550,000円

(9) 共有馬の取扱い

共有馬に係る賞金等は、共有代表馬主に交付する。

(10) その他

上記のほか詳細については、別表(3)に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

2. 調教師及び調教師補佐に関するもの

(1) 調教師賞金

調教師の管理する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおり調教師賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) 調教師手当

調教師の管理する馬が競走に出走したとき、調教師手当として1頭につき8,000円を支給する。

(3) 調教師補佐手当

調教師補佐の補助管理する馬が競走に出走したとき、調教師補佐手当として1頭につき8,000円を支給する。ただし、1開催10頭までとする。

(4) 強化育成奨励金

1,800m以上の距離の競走に出走した岐阜県所属馬の調教師には、強化育成奨励金として10,000円を支給する。

(5) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を調教師及び調教師補佐に支給する。ただし、愛知県所属馬の調教師及び調教師補佐は支給しない。

(6) J R A交流競走出走奨励金

J R A交流競走に出走した岐阜県所属馬の調教師には、J R A交流競走出走奨励金として6,000円を支給する。

(7) 笠松所属馬重賞競走特別報奨金

笠松競馬場で実施する下表左欄の競走において、岐阜県所属馬として最先着を果たし、5着以内となった岐阜県所属馬の調教師には、笠松所属馬重賞競走特別報奨金として、下表右欄のとおり支給する。

対 象 競 走	支 給 金 額
オグリキャップ記念	200,000円
笠松グランプリ くろゆり賞 ブルーリボンマイル 飛山濃水杯	95,000円
ラブミーチャン記念	82,000円
ぎふ清流カップ	70,000円
オータムカップ 白銀争覇	55,000円

(8) 調教師、調教師補佐の賞金及び手当の支給制限

調教師、調教師補佐が戒告以上の処分を受けた競走については、上記(1)~(7)の賞金及び手当を支給しない。また、賞典停止の処分（他主催者を含む。）を受けた場合は、その停止期間中は岐阜県が支給するすべての賞金、諸手当、賞状及び賞品（以下、「賞金・諸手当等」という。）を支給しない。

(9) 調教師業務の委任

調教師が競馬場において業務に従事できないときは、その業務を他の調教師、又は所属する調教師補佐に委任しなければならない。ただし、J R Aの調教助手は裁決委員の許可を受けた者に限る。（委任された調教師及び調教師補佐には上記手当を支給しない。）

(10) その他

上記のほか詳細については、別表（3）に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

3. 騎手に関するもの

(1) 騎手賞金

騎手が競走に騎乗して入賞したときは、次のとおり騎手賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) 騎手手当

騎手が競走に騎乗したとき、騎手手当として1頭につき8,000円を支給する。

(3) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を支給する。ただし、愛知県所属馬騎乗の騎手は支給しない。

(4) 調整ルーム手当

笠松競馬所属騎手（期間限定騎乗騎手を含む。）の調整ルーム入室者で当日騎乗予定騎手及び騎乗変更可能騎手に対し、調整ルーム手当として笠松競馬開催日1日につき5,800円を支給する。

(5) 賞金及び手当の支給制限

騎手が騎乗停止の処分を受けた競走については、賞金・諸手当等を支給しない。

(6) その他

上記のほか詳細については、別表（3）に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

4. きゅう務員に関するもの

(1) きゅう務員賞金

主催者が認定したきゅう務員（以下「きゅう務員」という。）の飼養管理補助（以下「飼養」という。）する馬が競走に出走して入賞したときは、次のとおりきゅう務員賞金を支給する。

1着…4,000円 2着…3,000円 3着…2,000円

(2) きゅう務員手当

きゅう務員が飼養する馬が競走に出走したとき、きゅう務員手当として1頭につき8,000円を支給する。ただし、1開催6頭以内とする。また、同一開催時において編成が2回ある場合は、前半・後半で各6頭以内とする。

(3) 抽選休場手当

出走投票の結果、出走制限のため抽選休場となった場合、抽選休場手当として1頭につき1,000円を支給する。ただし、愛知県所属馬のきゅう務員は支給しない。

(4) 賞金及び手当の支給制限

きゅう務員が戒告以上の処分を受けた競走については、きゅう務員賞金及びきゅう務員手当を支給しない。また、賞典停止の処分（他主催者を含む。）を受けた場合は、その停止期間中は賞金・諸手当等を支給しない。

(5) その他

上記のほか詳細については、別表（3）に定める「競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領」による。

また、副きゅう務員には賞金・諸手当等を支給しない。

5. その他

(1) 賞金及び手当等の返還について

着順確定後に薬物の投与、不正協定、全能力不発揮等の事実が判明して失格となった場合、当該馬に係る賞金等を既に受領している馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は管理者が指定する期日までに、当該受領した全ての賞金等を返還しなければならない。

(2) 賞金及び手当等の追加交付について

確定後の失格に伴い着順変更があった競走における当該失格馬以外の馬に係る馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員に対する当該競走の賞金等の取扱いは、次のとおりとする。

ア 賞金等の交付の額

(ア) 着順が変更された後に賞金等を交付する場合においては、変更後の着順に基づく賞金等を交付する。

(イ) 着順が変更される前に、既に確定した着順に基づいて賞金等を交付している場合においては、既に交付した額と着順変更に基づいて交付すべき額との差額を交付する。

(ウ) 当該競走において制裁処分があり、競馬番組の定めるところにより、当該競走に係る賞金等を受ける資格がない者に対しては交付しない。

イ 賞金等の交付時期

着順が変更された日から1年以内とする。

(3) レコード賞

従前の最優秀タイムを更新した1着馬の馬主には10,000円、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員には各5,000円をレコード賞として支給する。ただし、当該競走において戒告以上の処分を受けたときは支給しない。

(4) 同着の場合の賞金等

ア 同着の場合における馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員の賞金等は、同着となった馬の頭数に相当する着順までの賞金等の総額を同着頭数に等分して支給する。

イ 同着の場合において賞金等を分割することができないときは、抽選によって交付する。

(5) 交流重賞競走及びJRA条件交流競走の賞金等の支給については、別途実施要領で定める。

(6) 消費税の取扱い

賞金・奨励金及び手当は内税とする。

(7) その他

ア 年度途中においても支給基準を変更することがある。

イ そのほか定めのないものの取扱いは、その都度、岐阜県が決定する。

別表(1)

令和7年度 笠松競馬 賞金基準表

一般競走

賞金交付率 190方式 (単位:千円)

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	交 付 率	100	40	25	15	10	190
A 級	特別(1組)	2,000	800	500	300	200	3,800
	特別(2組)	950	380	238	142	95	1,805
	特別(3組)	800	320	200	120	80	1,520
	特別(4組)	700	280	175	105	70	1,330
	一 般	550	220	138	82	55	1,045
B 級	オ ー プ ン	1,100	440	275	165	110	2,090
	特別(1組)	700	280	175	105	70	1,330
	特別(2組)	600	240	150	90	60	1,140
	選 抜	500	200	125	75	50	950
	一 般	450	180	113	67	45	855
C 級	特 別 (イ)	600	240	150	90	60	1,140
	特 選 (イ)	450	180	113	67	45	855
	選 抜 (イ)	450	180	113	67	45	855
	特 別 (ロ)	500	200	125	75	50	950
	特 選 (ロ)	420	168	105	63	42	798
	選 抜 (ロ)	420	168	105	63	42	798
	一 般	400	160	100	60	40	760
3 歳	オ ー プ ン	1,100	440	275	165	110	2,090
	特 別	700	280	175	105	70	1,330
	特 選	550	220	138	82	55	1,045
	一 般	450	180	113	67	45	855
2 歳	オ ー プ ン	1,200	480	300	180	120	2,280
	特 別	820	328	205	123	82	1,558
	一 般	600	240	150	90	60	1,140
	新馬戦(~第5回)	2,500	1,000	625	375	250	4,750
	新馬戦(~第6回)	2,000	800	500	300	200	3,800
	新馬戦(上記以降)	1,700	680	425	255	170	3,230

JRA交流競走

賞金交付率 190方式 (単位:千円)

階 級	区 分	1着	2着	3着	4着	5着	総額
	交 付 率	100	40	25	15	10	190
A級3組	JRA1勝クラス	900	360	225	135	90	1,710
3歳2組	JRA3歳未勝利	700	280	175	105	70	1,330

別表(2)

令和7年度 笠松競馬 重賞・準重賞競走賞金基準表

重賞・準重賞競走

賞金交付率 170方式 (単位:千円)

区分	格付	競走名	1着 (100)	2着 (32)	3着 (18)	4着 (12)	5着 (8)	総額 (170)	着外手当	副賞
3歳 (4歳) 以上	S P I	農林水産大臣賞典 第34回 オグリキャップ記念	30,000	9,600	5,400	3,600	2,400	51,000	300	農林水産大臣賞 地方競馬全国協合理事長賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		農林水産大臣賞典 第21回 笠松グランプリ	14,000	4,480	2,520	1,680	1,120	23,800	140	農林水産大臣賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		岐阜県知事杯 第54回 東海ゴールドカップ	10,000	3,200	1,800	1,200	800	17,000	100	岐阜県知事賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞
		中日新聞杯 第54回 くろゆり賞	6,000	1,920	1,080	720	480	10,200	60	中日新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		日刊スポーツ杯 第3回 ブルーリボンマイル	5,000	1,600	900	600	400	8,500	50	日刊スポーツ新聞社賞 東海地方公営競馬協議会会長賞
	S P II	岐阜新聞社・岐阜放送賞 第7回 飛山濃水杯	5,000	1,600	900	600	400	8,500	50	岐阜新聞社・岐阜放送賞 東海農政局賞
		スポーツニッポン杯 第52回 オータムカップ	4,000	1,280	720	480	320	6,800	40	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞
		中京スポーツ杯 第31回 白銀争覇	4,000	1,280	720	480	320	6,800	40	中京スポーツ新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
		サンケイスポーツ杯 第47回 マーチカップ	4,000	1,280	720	480	320	6,800	40	サンケイスポーツ新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
	S P III	デイリースポーツ杯 第43回 レジェンドハンター記念	3,000	960	540	360	240	5,100	30	デイリースポーツ新聞社賞
		競馬エース賞 第3回 東海クラウン	3,000	960	540	360	240	5,100	30	エースメディア株賞
		スポーツ報知杯 第3回 撫子争覇	3,000	960	540	360	240	5,100	30	スポーツ報知新聞社賞
3歳	S P I	中日スポーツ杯 第49回 岐阜金賞	10,000	3,200	1,800	1,200	800	17,000	100	中日スポーツ総局長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞 (一社) J B C 協会賞 生産者賞
		日刊スポーツ杯 第8回 ぎふ清流カップ	10,000	3,200	1,800	1,200	800	17,000	100	日刊スポーツ新聞社賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞 (一社) J B C 協会賞
	S P II	中日スポーツ杯 第3回 ジュニアグローリー	4,000	1,280	720	480	320	6,800	40	中日スポーツ総局長賞 東海地方公営競馬協議会会長賞
	S P III	中京スポーツ杯 第51回 新緑賞	3,000	960	540	360	240	5,100	30	中京スポーツ新聞社賞
		スポーツ報知杯 第50回 ゴールドジュニア	3,000	960	540	360	240	5,100	30	スポーツ報知新聞社賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞
	P	スカパー! 地方競馬ナイン賞 第2回 笠松プリシパルカップ	2,000	640	360	240	160	3,400	-	スカパー! 地方競馬ナイン賞
		岐阜新聞社・岐阜放送賞 第2回 岐阜新聞・岐阜放送杯 競馬東海賞 第3回 笠松若駒杯	2,000	640	360	240	160	3,400	-	岐阜新聞社・岐阜放送賞 エースメディア株賞 岐阜県地方競馬組合開催執務委員長賞
2歳	S P I	中日スポーツ杯 第29回 ライデンリーダー記念	6,000	1,920	1,080	720	480	10,200	60	中日スポーツ総局長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞
		スポーツニッポン杯 第12回 ラブミーチャン記念	5,000	1,600	900	600	400	8,500	50	スポーツニッポン新聞社賞 全国公営競馬主催者協議会会長賞 (公社) 日本軽種馬協会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞

J R A 重賞級認定競走・J R A 認定競走

賞金交付率 190方式 (単位:千円)

区分	格付	競走名	1着 (100)	2着 (40)	3着 (25)	4着 (15)	5着 (10)	総額 (190)	着外手当	副賞
3歳	—	第2回 ネクストスター中日本	12,000	4,800	3,000	1,800	1,200	22,800	120	地方競馬全国協合理事長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞 岐阜県地方競馬組合開催執務委員長賞
2歳	—	第3回 ネクストスター笠松	10,000	4,000	2,500	1,500	1,000	19,000	100	地方競馬全国協合理事長賞 (一社) 日本地方競馬主振興協会会長賞 (一社) 岐阜県馬主会会長賞 岐阜県地方競馬組合管理者賞 (一社) J B C 協会賞
	P	中京スポーツ杯 第50回 秋風ジュニア	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	中京スポーツ新聞社賞 岐阜県地方競馬組合開催執務委員長賞 (一社) J B C 協会賞
		日刊スポーツ杯 第53回 ジュニアクラウン	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	日刊スポーツ新聞社賞 (一社) J B C 協会賞
		岐阜県知事杯 第12回 ジュニアキング	3,000	1,200	750	450	300	5,700	-	岐阜県知事賞

別表（3） 令和7年度 競馬及び競走の事象に係る賞金・諸手当支給要領

区 分		馬 主					調 教 師			補 佐		騎 手			きゅう務員			
		出 走 手 当	き ゆう 舎 手 当	本 賞 金	当 該 競 走 の 3 着 賞 金	当 該 競 走 の 5 着 賞 金	抽 選 休 場 手 当	調 教 師 手 当	調 教 師 賞 金	抽 選 休 場 手 当	調 教 師 補 佐 手 当	抽 選 休 場 手 当	騎 手 手 当	騎 手 賞 金	抽 選 休 場 手 当	き ゆう 務 員 手 当	き ゆう 務 員 賞 金	抽 選 休 場 手 当
競 走 不 成 立 取 止 め	出走投票の結果					○			○		○			○			○	
	出走馬の確定から下見所間	○	○			○			○			○			○			
	本馬場入場から発走合図間	○	○			○			○			○			○			
	発走合図後	○	○		○				○			○			○			
頭数制限	出走投票の結果による出走制限																	
出走取消	疾病による																	
競走除外	公正保持・法違反																	
	馬輸送前																	
	馬輸送車の事故																	
	馬の疾病・落馬等（装鞍所引付け前）																	
	馬の疾病・落馬等（装鞍所引付け後）															○		
	馬の疾病・落馬等（馬場入場後）											○				○		
	騎手の事故	○							○		○					○		
	他の影響による事故	○							○		○					○		
	自己責任による不参・遅刻																	
	他の影響による不参・遅刻	○							○		○					○		
	カンパイによる暴走	○							○		○					○		
調教不良											○				○			
競走中止	馬装不備	○	○									○			○			
	馬の転倒・落馬	○	○						○		○				○			
	馬の発病・事故	○	○						○		○				○			
	調教不良	○	○								○				○			
失 格 (降 着)	全能力不発揮																	
	進路妨害	○	○						○		○				○			
	馬装不備	○	○												○			
	後検量不受験・負担重量過不足	○	○						○		○				○			
	調教不良																	
法 違 反																		
制 裁	馬 主	戒告以上の処分				○			○	○		○	○		○	○		
	調 教 師	戒告以上の処分		○	○	○					○		○	○		○	○	
	調教師補佐	戒告以上の処分		○	○	○				○	○				○	○		
	騎 手	騎乗停止以上の処分		○	○	○				○	○				○	○		
	きゅう務員	戒告以上の処分		○	○	○				○	○				○	○		
	出 走 馬	出走停止処分		○	○	○									○	○		

※1 この表に定めのあるものについて、状況により協議のうえ、変更することがある。

※2 この表に定めのないものについては、その都度、岐阜県が決定する。

〔様式1〕

口座振込依頼書

年 月 日

岐阜県地方競馬組合 管理者 様

郵便番号 〒 _____

馬主住所 _____

馬主登録番号 _____

馬主氏名 _____

電話番号 _____

岐阜県地方競馬組合から支給される賞金及び諸手当については、下記銀行口座へお振り込みください。

フリガナ							
口座名義							
(コード番号)	()	()					
金融機関名							本・支店
口座番号	普通						
	当座						

《口座は預託契約書に記載した馬主名義と同じ名義の口座をご使用ください》

中央競馬指定交流競走出走奨励事業実施要綱

(総 則)

第1条 日本中央競馬会（以下「J R A」という。）が実施する指定交流競走等への出走を奨励し、ひいては強い馬作りを促進するため、岐阜県地方競馬組合（以下「組合」という。）が認める厩舎に入りゅうしている馬（以下「岐阜県所属馬」という。）について、その輸送費を組合が負担することとし、事業実施に関してはこの要綱に定めるところによる。

(対象とする競走)

第2条 管理者が輸送費を負担する対象となる指定交流競走等（以下「対象競走」という。）とは、J R Aが実施する指定交流競走、特別指定交流競走、オープン競走、G Iステップ競走及び重賞競走とする。ただし、札幌競馬場及び函館競馬場で実施する競走を除くものとする。

(対象馬)

第3条 管理者が輸送費を負担する対象となる馬（以下「対象馬」という。）は、対象競走への出走を認められた岐阜県所属馬とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としないものとする。

- (1) 一般社団法人岐阜県馬主会に所属していない馬主の馬。
- (2) 中京競馬場、京都競馬場、阪神競馬場以外の競馬場におけるオープン競走、G Iステップ競走及び重賞競走を除く指定交流競走又は特別指定交流競走出走する馬。
- (3) 管理者が契約している輸送業者（以下「対象業者」という。）でない輸送業者を使用するとき。
- (4) 前三走すべてが第六着以下で、対象競走から1年以内における重賞または準重賞競走で第一着となっていない馬。

(対象となる輸送費)

第4条 管理者が負担する輸送費は、対象競走出走するため、組合が入りゅうを認定した厩舎から対象競走出走する競馬場までの往復の輸送費とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、輸送費の一部を負担するものとする。

- (1) 往路が認定厩舎と異なる場所からの輸送となる場合は、復路分のみを対象とする。
- (2) 対象競走出走後において、転厩または休養等により、復路が認定厩舎と異なる場所への輸送となる場合は、往路分のみを対象とする。

(奨励措置の申請)

第5条 奨励措置の申請をしようとする対象馬の管理調教師は、対象競走への出走申込時に、輸送費負担対象馬奨励申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(奨励措置の決定)

第6条 管理者は、奨励措置の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、奨励措置すべきものと認めたときは、速やかに輸送費負担対象馬奨励決定通知書（様式第2号）を申請した者に通知しなければならない。また、輸送費負担対象馬奨励決定通知書（様式第3号）を業者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による調査の結果により奨励措置をすることが不相当と認めたときは、速やかに当該奨励措置の申請をした者に対し、理由を付してその旨を通知しなければならない。

(輸送費の支払)

第7条 管理者は、業者から正当な輸送費請求書を受領した日から30日以内に業者へ支払うものとする。

(対象馬の制限)

第8条 管理者は、対象馬が対象競走で最後着、最後着の数から1を減じた数の着、タイムオーバー、出走停止、調教再審査、競走除外又は競走中止となった場合は、当該対象競走の翌日から1年間は当該奨励事業の対象馬としてはならない。

(輸送費負担の制限)

第9条 管理者は、奨励措置の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、奨励措置の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、要綱の運用等に関し必要な事項は管理者が別に定める。

提出日 年 月 日

輸送費負担対象馬奨励申請書

岐阜県地方競馬組合

管理者 _____ 様

調教師名

出走競走	年 第 回 競馬 第 日（ 月 日）		
競走名			
馬名			
馬主名※			
出発場所		帰着場所	
利用する 輸送業者名	所在地： 業者名：		

※一般社団法人岐阜県馬主会所属の馬主に限る

